

2019年度版 ひとり親家庭等のお子さんのための 児童扶養手当

父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

1 手当を受けられることができる方

児童扶養手当を受けられる人は、下表の条件を満たす母、父、養育者(=親に代わってその児童と同居し養育する人)で、所得制限があります。

また、対象となる子どもは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童です。ただし、心身に中程度以上の障がいがあるときは、20歳未満まで延長されます。

なお、いずれの場合も国籍は問いません。

児童について 父母の状況	①父母が婚姻を解消した児童			
	②父が死亡した児童	②母が死亡した児童		
③父が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童	③母が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童			
④父の生死が明らかでない児童	④母の生死が明らかでない児童			
⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童	⑤母から引き続き1年以上遺棄されている児童			
⑥父がDV保護命令を受けた児童	⑥母がDV保護命令を受けた児童			
⑦父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童	⑦母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童			
	⑧母が婚姻によらないで生まれた児童			
支給対象者	母	養育者	父	養育者
要件	児童を監護している	母が監護していない、又は母がない。	児童を監護し、かつ生計を同じくしている。	父が監護していない、若しくは生計を同じくしていない、又は父がない。

次のような場合は、手当は支給されません

① 児童が

母に対する手当	養育者に対する手当	父に対する手当
①日本国内に住所がないとき		
②父と生計を同じくしているとき (父が重度の障がいの状態にあるときを除く)	②母と生計を同じくしているとき (母が重度の障がいの状態にあるときを除く)	
③母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき (配偶者が重度の障がいの状態にあるときを除く)	③父の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき (配偶者が重度の障がいの状態にあるときを除く)	

② 父、母又は養育者が

イ. 日本国内に住所がないとき

ロ. 平成15年4月1日の時点で、手当の支給要件に該当してから5年が経過しており、請求しなかったとき

2 手当を受ける手続き

〈はじめて申請される方〉

手当を受けるには、住所地の市町村の窓口で、請求者と対象児童の戸籍謄本等必要な書類を添えて請求の手続きをしてください。

(町村にお住まいの方は町村役場へ請求し、県知事が認定します。市にお住まいの方は市役所へ請求し、市長が認定します。)

〈すでに手当を受けている方〉

毎年8月1日から8月31日までの間に「現況届」を提出して、支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。

3 手当の支払い

県知事又は市長の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から手当の支給の対象になります。2019年度は4月、8月、11月、1月、3月(各月とも11日)の5回の支払いです。前月分までの手当が、受給者の指定した金融機関への口座振込により支払われます。

※今年度は制度改正により支払い月が変則的となっています。

4 手当の額

<平成31年4月改定>

区 分	月 額	児童加算額	
		第 2 子	第3子以降1人につき
全部支給	42,910円	10,140円	6,080円
一部支給	所得額に応じ 42,900～10,120円	所得額に応じ 10,130～5,070円加算	所得額に応じ 6,070～3,040円加算

※一部支給は、所得に応じて月額42,900円から10,120円まで10円きざみの額です。
具体的には次の算式により計算します。

$$\text{手当額} = 42,900 - \underbrace{\left(\overset{*1}{\text{受給者の所得額}} - \overset{*2}{\text{全部支給の場合の所得限度額}} \right) \times 0.0229231}_{10\text{円未満四捨五入}}$$

*1 収入から給与所得控除等の控除を行い、**実際の養育費の8割相当額を加算した額**ですので、所得税・住民税における所得とは異なります。

*2 所得制限限度額は、次ページの表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じて額が変わります。

5 支給制限

手当を受けるひとり親や扶養義務者等の前年の所得（養育費額の8割加算後）が次の表の限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

（平成30年8月から）

【所得制限限度額（年額） 単位：円未満】

扶養親族等の数	ひとり親等（父、母、養育者）		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4人	2,010,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,390,000	3,820,000	4,260,000

（注）上記限度額に加算できる場合

	ひとり親	孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者
老人控除対象配偶者1人につき	100,000円	
老人扶養親族1人につき	100,000円	60,000円 *1
特定扶養親族1人につき	150,000円	
16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき	150,000円	

*1 老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき60,000円を加算する。

※ 所得額（控除後の所得額）の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）

－80,000円（児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額）－諸控除（下掲）

諸控除の種類及び額

1 障がい者・勤労学生控除	270,000円
2 特別障害者控除	400,000円
3 雑損・医療費等	当該控除額

〔以下は、請求者が父又母の場合は控除しない。〕

4 寡婦（寡夫）控除	270,000円
（子を扶養し、かつ所得が500万円以下の場合には350,000円）	

6 養育する児童が増減したときは

手当受給中に、次にあげる事由が生じた場合は、手当の額が改定されます。

- ① 対象児童が増えたとき —— 手当額改定請求書の提出により、請求翌月から手当が増額されます。（戸籍謄本添付）
- ② 対象児童が減ったとき —— 手当額改定届の提出により、減った日の翌月から手当が減額されます。
- ③ 対象児童が18歳になったとき —— 18歳になった日以降の最初の3月31日まで手当が支給されます。届出等は特に必要ありません。

7 認定されている内容が変わったときは

前記のほかに、次のような届出が義務になっています。忘れずに市役所又は町村役場に届け出てください。

- ① 受給資格喪失届——受給資格がなくなったときに提出します。なお、資格喪失届が未提出等のために手当が支給されてしまったときは、その全額を返納していただきます。
- ② 支給停止関係届——扶養義務者と同居を開始したとき、又は同居しなくなったときや、所得の更正や修正申告等により手当額が変更となるときに提出します。
- ③ 受給者死亡届——受給者が死亡したときは、戸籍法の届出義務者が提出します。
- ④ 氏名(住所、銀行口座)変更届——それぞれ変更しようとするときに提出します。
- ⑤ 証書亡失届———手当証書をなくしたときに提出します。
- ⑥ 証書再交付申請書—手当証書を破損したり、汚したときに提出します。

〈公的年金と併給して手当を受給している方〉

公的年金の受給額に変更があった場合には、手当額が変更になりますので、次の届出をしてください。

- ① 公的年金等受給状況届出書
- ② 添付書類 年金証書、年金決定通知書等の写し、又は公的年金給付等受給証明書
届出がない場合、変更後の年金額が確認できるまで手当の支払ができませんので、必ず手続きをしてください。

※届出用紙は、市役所や町村役場に用意してありますので、窓口にお申し出ください。

8 手当の一部支給停止(減額)措置について

手当を受給してから5年を経過する等の要件に該当し、必要な書類が提出されなかった場合には、一部支給停止(減額)措置の対象となります。

次の要件に該当する方は、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」及び要件に該当することが証明できる関係書類の提出により、一部支給停止の適用除外となります。

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上の障がいがある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ あなたが監護する児童又は親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

書類の提出がされないと、手当の2分の1が減額されますので、必ず手続きをしてください。

また、この届出は、5年を経過する等の要件に該当したときと、毎年8月の現況届に併せて毎年提出する必要があります。

お問い合わせ先

市にお住まいの方…

長野市子育て支援課	(026)224-5031	〒380-8512	長野市鶴賀緑町1613
松本市子ども福祉課	(0263)33-9855	〒390-8620	松本市丸の内3-7
上田市子育て・子育て支援課	(0268)23-5106	〒386-0012	上田市中央6-5-39
岡谷市社会福祉課	(0266)23-4811	〒394-8510	岡谷市幸町8-1
飯田市子育て支援課	(0265)22-4511	〒395-8501	飯田市大久保町2534
諏訪市子ども課	(0266)52-4141	〒392-8511	諏訪市高島1-22-30
須坂市子ども課	(026)248-9026	〒382-8511	須坂市須坂1528-1
小諸市厚生課	(0267)22-1700	〒384-8501	小諸市相生町3-3-3
伊那市子育て支援課	(0265)78-4111	〒396-8617	伊那市下新田3050
駒ヶ根市福祉課	(0265)83-2111	〒399-4192	駒ヶ根市赤須町20-1
中野市子育て課	(0269)22-2111	〒383-8614	中野市三好町1-3-19
大町市子育て支援課	(0261)22-0420	〒398-8601	大町市大町3887
飯山市子ども育成課	(0269)62-3111	〒389-2292	飯山市飯山1110-1
茅野市子ども課	(0266)72-2101	〒391-8501	茅野市塚原2-6-1
塩尻市福祉課	(0263)52-0684	〒399-0786	塩尻市大門七番町3-3
佐久市子育て支援課	(0267)62-2111	〒385-8501	佐久市中込3056
千曲市子ども未来課	(026)273-1111	〒389-0892	千曲市戸倉2388
東御市福祉課	(0268)64-8888	〒389-0502	東御市鞍掛197
安曇野市子ども支援課	(0263)71-2255	〒399-8281	安曇野市豊科6000

町村にお住まいの方…

(県保健福祉事務所(下記)又は町村役場)

佐久保健福祉事務所福祉課	(0267)63-3140	〒385-8533	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所福祉課	(0268)25-7123	〒386-8555	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所福祉課	(0266)57-2910	〒392-8601	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所福祉課	(0265)76-6810	〒396-8666	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所福祉課	(0265)53-0410	〒395-0034	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所福祉課	(0264)25-2218	〒397-8550	木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所福祉課	(0263)40-1911	〒390-0852	松本市島立1020
大町保健福祉事務所福祉課	(0261)23-6507	〒398-8602	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所福祉課	(026)225-9085	〒380-0936	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所福祉課	(0269)62-3604	〒389-2255	飯山市静間1340-1

児童扶養手当の認定を受けた方へ

児童扶養手当の受給資格がなくなる場合は次のとおりです。
該当になった場合には、必ず市町村役場へ届け出てください。

- ① あなたが「結婚」したとき
婚姻届を出さなくても、事実上の婚姻関係（＝事実婚）となった場合も含みません。
事実上の婚姻関係とは、内縁・同居あるいは同居していなくてもひんぱんな訪問があり、かつ生計費の補助があるなど、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在することを指します。
- ② 現在扶養している児童の養育をしなくなったとき
（児童が親族等に引き取られたときや児童の死亡・行方不明など）
- ③ 現在扶養している児童が、児童福祉施設などに入所したとき、又は里親に預けられたとき
（母子生活支援施設、通所施設は除きます。）
- ④ 遺棄によって手当を受けている方→ 当該親から連絡、訪問、送金等があったとき
- ⑤ 拘禁によって手当を受けている方→ 当該親がその状態を解除されたとき
- ⑥ その他受給資格要件にあてはまらなくなったとき

児童扶養手当の受給資格がなくなったのに、届出を行わずに手当を受け続けていた場合、その期間の手当金額は、さかのぼってまとめて返納することになります。

手当の過払いによる多額の返納が起らないように、
早め早めのご連絡をお願いします。